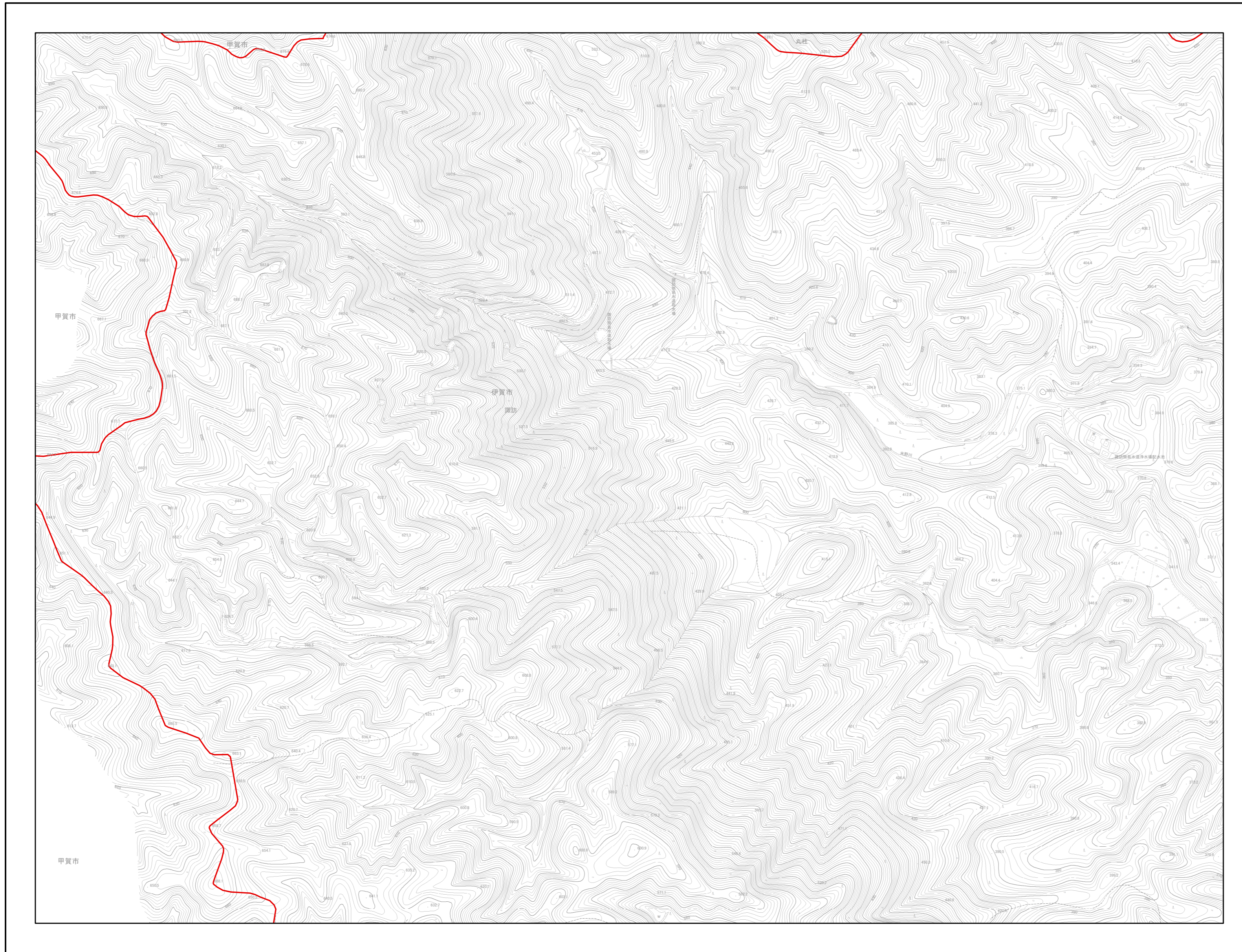


# 伊賀市土地利用基本計画図

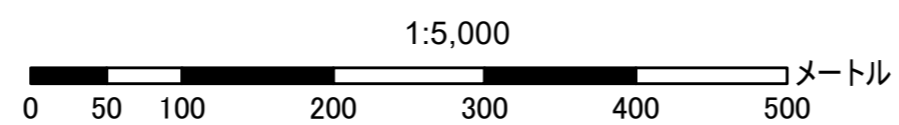


06OE214	06OE223	06OE224
06OE312	06OE321	06OE322
06OE314	06OE323	06OE324

### 土地利用基本計画の基本区域

凡 例	
	① 広域的拠点区域
	② 副次的拠点区域
	③ 地域拠点等の拠点区域
	④ 工業用区域 (隣接地への連担可能地区)
	⑤ 服部・西明寺沿道区域
※	⑥ 既存集落及びその周辺区域
	⑦ 郊外住宅団地区域
	⑧ 幹線道路沿道区域 (幹線道路地区) 名阪国道インターより1kmの範囲と国道368号
	⑧ 幹線道路沿道区域 (沿道サービス道路地区)
	⑨ 広域的医療福祉区域
	⑩ 保全区域 (①～⑨以外の全ての区域)
	都市計画区域
	行政区域

※・⑥ 「既存集落及びその周辺」は表示していない。  
 ・郊外住宅団地は、指定既存団地、宅開条団地・開発団地の主な団地を表示。  
 ・その他条例施行以前に許可を受けた土地については、従前の許可による。



この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2017 三重県共有デジタル地図 (数値地形図2500 (道路線1000))」を使用し、調製したものである。(承認番号: 三総合地第9号)  
 本成果を複製あるいは使用して地図を調製する場合は、同組合の承認を必要とする。